

政府に忖度せず「学問の自由」を守る学術会議であれ

小寺隆幸（軍学共同反対連絡会事務局長）

昨年 6 月に成立した日本学術会議法により、1949 年に設立された日本学術会議は 77 年間の歴史を閉じ、10 月 1 日から法人としての日本学術会議が発足する。私たちが批判してきたように、総理大臣が任命する監事や評価委員会が強い権限を持ち、活動の内容、評価、計画などに政府が介入する可能性が濃厚である。しかも政府による財政支出は「必要と認める金額の補助」に限定され、意に沿わない取り組みには金を出さないという圧力も予想される。とりわけ「軍事研究反対」を掲げた 3 つの声明を棚上げし、軍事研究への協力を求める動きも公然化していくだろう。

昨年の法成立時、市民の中から「学術会議は終わった」という声もあがった。だが連絡会としては 7 月 11 日の声明で、「新たな日本学術会議法を廃止し、旧・日本学術会議法を復活することを求めます」という立場を明らかにするとともに、当面の課題として、法律の具体化の過程を注視し、様々な歯止めをかけることを提起した。（軍学共同反対連絡会ニュースレター104号 25.7.30）

25 年 6 月末、当時の石破政権は学術会議との関係修復を図り、26 年 10 月に移行する際の次期会員候補者指名権および会長職務代行者指名権を光石会長に委任した。そして 25 年 8 月以降、学術会議は「日本学術会議法人化準備委員会」を組織し、学術会議憲章、会員選任制度検討、自己資金検討の 3 つの分科会を設け議論を行い、新会員 125 名の選考も現会員が関わる形で進められてきた。こうして法律を運用するための内規、法律では記されていない連携会員制度、学術会議の理念やあ

りかたを定める学術会議憲章案などの作成について、昨年 10 月の総会以降議論され、本年 4 月の総会で中間報告がなされた。その議論を踏まえて修正され 8 月 6、7 日の臨時総会で新学術会議への申し送りとして決まり、10 月 1 日の新学術会議発足総会が了承すれば正式に憲章や内規となる。

こういう流れの中で、8 月の学術会議総会には歴史が途絶えるという悲壮感はなく、次に継承するという「前向き」な雰囲気が漂っていた。だがそこに陥穽がなかったか。4 月総会でも「中立性」という言葉を深く考えずに憲章案に組み込んだ草案が提案された。（p5 参照）それは撤回されたが、そのような提案が出ること自体、現会員の中に、これ以上政府と対立せずに穏便に進めていく方が良いという考えが根強くあるからではないか。

それがより重大な問題として現れたのが 8 月 7 日に提案された「会員選考基準」である。それについては軍学共同反対連絡会も加わる「日本学術会議問題を考える学者・市民の会」の意見書（次ページ）に詳しいのでまずはお読みいただきたい。

この件は総会でも紛糾し、今後分科会、幹事会で修正されることを期待している。それでも問題の根は残る。法人化後も、政府や産業界と対立せず、政府とうまくやっていこうという意識では「学問の自由」を守ることはできない。今後学術の軍事動員の圧力を一層強める高市政権に曖昧な立場で抗することはできない。学術会議会員が、そしてすべての科学者が、安全保障を科学技術政策の根幹に据える政府と緊張感を持って対峙し、「学問の自由」を守る気概を持ってほしいと願う。

外国籍の研究者が会員候補者となる要件についての意見

2026 年 8 月 17 日 日本学術会議問題を考える学者・市民の会

日本学術会議法人化準備委員会委員長 光石 衛様
同 会員選任制度検討分科会委員長 日比谷潤子様

私たち、日本学術会議問題を考える学者・市民の会は、本年 4 月に開催された第 196 回総会において審議された「日本学術会議憲章」案について、同憲章が日本の科学者コミュニティの社会に対する誓約にふさわしい手続で採択されることなどを求めた申し入れを、日本学術会議法人化準備委員会委員長および同憲章検討分科会委員長に宛てて行ない、丁寧なお返事をいただきました。

その後、憲章案について会員、連携会員、協力学術研究団体を対象とする意見聴取が行なわれ、8 月 6 日、7 日に開催された第 197 回総会に提出された「日本学術会議憲章」案は、次期に申し送るにふさわしい、よりよいものとなったと考えております。

一方、同総会に提出された「今後の会員・連携会員の選任について（案）（第 26 期における中間とりまとめ）」は、外国籍の研究者が会員候補者となる要件のひとつとして、「日本の安全保障に係る懸念のない者であること」（以下「要件④」）という、4 月の案にはなかった新たな考え方を含んでいます。私たちは、この要件④について深刻な懸念をもち、今後行なわれる最終とりまとめに向けて慎重に検討したうえで、要件④全体を削除することを求め、ここに意見を申し述べるものです。

1. 日本学術会議が外国籍の科学者をどのように扱うかは、国の機関であったこれまでも論点のひとつとなってきました。具体的には、会員が国家公務員であることを理由にいわゆる在日の韓国・朝鮮籍や台湾出身の科学者の会員資格を認めないことの是非が問題とされました。これに対して、法人化によって国籍が障害とはならないことが明確になり、「今後の会員・連携会員の選任について（案）」が、外国籍の科学者を会員候補者とする方向を打ち出したことは、日本学術会議が「日本における科学者の代表機関」として、「自主的かつ自律的な活動を通じ、学術に関する知見を活用することによって、人々の幸福の追求と人類の平和的で持続可能な発展に貢献する」（「日本学術会議憲章（案）」前文）という使命と責務を有することに照らして、歓迎されるものであると考えます。

ところが、それと同時に、新たな障害を設けることが検討課題とされています。

2. 「今後の会員・連携会員の選任について（案）」は、「日本の安全保障に懸念のない者であること」とい

う要件④を新たに提起しています。

要件④は、「特定の外国や外国組織の意を汲んだ活動を行う可能性がある等、日本の安全保障の観点から懸念のある者を会員とすることは、ナショナル・アカデミーである日本学術会議として避けるべきであると考えられる」、「その審査方法については、例えば懸念事項のチェックリストを作成し、推薦者に記入を求めた上で会議内において審査する等の方法が考えられる」とし、新体制において検討することを求めています。さらに、要件④については、「外国籍だけでなく、日本国籍を持つ会員の選考に当たっても適用する」ことを検討すべきであるとしています。これは、会員の選考において、外国籍の科学者に障害を設けるだけでなく、さらに日本国籍の科学者にもセキュリティチェックを適用するという驚くべき考え方です。

私たちは、以下のような理由で、このような要件④全体を不適切なものであると考えます。

3. 第 1 に、日本学術会議は、公開された研究や業績にもとづいて「優れた研究又は業績」と認められた者の中から所定の手続を経て選ばれた科学者によって構成され、国境を超えた学術の立場から、原則として公開された審議を経て、科学者コミュニティの代表としての見解を、国際社会を含む社会に向かって広く発信することを主要な活動としています。このような性格をもつ日本学術会議に、敵対的な性格をもつ国家の存在を事実上前提とした「安全保障」という観点を安易に導入することは、その性格を変えるものとなりかねません。ここで言われる「安全保障」とは、いうまでもなく軍事的安全保障を中核とし、学問の自由や学術の公開性と緊張関係をもつことがらです。実際、G 7 諸国のナショナル・アカデミーには、会員全体を対象に要件④のような条件を課しているところは見当たりません（資料 1、資料 2 参照）。政府委託業務により機密事項を扱う場合は、各国の国家安全保障関連法規等が定めるところに従えばよいのであり、それはアカデミーの制度とは別の次元の問題です。

第 2 に、「特定の外国や外国組織の意を汲んだ活動を行う可能性がある」というきわめて曖昧な想定から、「日本の安全保障の観点から懸念のある者」という抽象的な人物像を導き出し、それを「懸念事項のチェックリスト」によって判別しようとすることは、不利益な扱い（この場合、会員候補者の候補者リストからの除外）を根拠づけるルールのあり方として社会的に容認されるものではなく、ましてや独立した学

術の立場からの科学的助言をミッションとする科学者組織にはおよそふさわしいものではありません。現実に適用することが著しく困難なこのようなルールをあえて導入することは、判断者(会員候補者選定委員会)に不必要な負荷を与え、“念のために”拡大して解釈するという危険を伴い、外国籍の科学者一般を「懸念」の対象者として予断を持って扱うばかりか、日本国籍の科学者をも同様に対象とするという発想にもつながることになります。この問題は、文言の修正やチェックリストの工夫という技術的な対応によって解消することができるものではありません。

第3に、経済安全保障を含む「安全保障」の観点から、科学者はさまざまルールのもとに置かれるようになっていきます。以前から存在する「安全保障貿易管理」の仕組みに加えて、特定秘密保護法や重要経済安保情報保護活用法にもとづく「適性評価」の仕組みが導入され、研究資金についての公開性や利益相反の排除の要請も高まっています。また、新・日本学術会議法は、旧法にはなかった守秘義務を、役員と職員だけではなく会員に対しても課しています。このような現状について、科学者コミュニティは思想の自由、科学研究の自由の侵害や制約をもたらす危険性に警鐘を鳴らしています。要件④は、以上のような科学者の管理システムの広がりによって掉さすものであり、日本

学術会議がさらに独自の会員審査基準を導入する正当な根拠を見出すことはできません。日本学術会議は研究機関ではなく、研究資金にかかわる規制とのあいだには距離がありますが、法人化に伴って外部資金等の獲得が可能になり、そのための原則とルールが検討されているところです。しかし、これは個々の科学者の会員となる要件とは別次元の問題です。

4. 以上のように、要件④は、外国籍の科学者だけではなく、日本国籍の科学者についても深刻な問題をはらんでいます。したがって、日本国籍を持つ科学者の選考にこの要件を適用することをやめれば問題が解消されるわけではなく、要件④全体を削除することが必要だと考えます。

要件④を何らかの形で残すことは、「人々の幸福の追求と人類の平和的で持続可能な発展に貢献する」という使命とともに打ち出された日本学術会議を外国籍の科学者にも開くという新たなメッセージを打ち消すようなメッセージを、日本社会だけではなく、世界の科学者コミュニティに対しても発することになりかねないことを、強く危惧するものです。

以上、ご賢察のうえ、慎重に審議し、将来に禍根を残すことのないような結論を導いてくださいますよう、お願いいたします。

資料1 G7+独6か国8アカデミーの内規・規約における外国人会員資格一覧

【隠岐さや香氏作成の資料の内容は変えずレイアウトのみ変えた。なお、付記されていた出典は省略した】
米・独・英・仏・伊・加の会則は学術的業績と同僚推薦のみを資格要件とする。日本以外には会則に安全保障懸念審査の規定なし(Claudeを文献検索と表作成の補助に用いた。作成：隠岐さや香)

以下【正】は正会員の資格根拠、【外】は外国人会員の資格根拠である

National Academies, Sciences, Engineering, Medicine (NASEM) アメリカ

NAS 科学【正】会則 第4条 §10 米国市民+現会員推薦【外】非米国市民+会員/国際会員推薦、投票権制限

NAE 工学【正】第3条 §3 業績+職業的誠実性+現会員推薦【外】同上、会員/国際会員推薦、投票権制限

NAM 医学【正】Articles of Organization 第2条(会員) §1・§3 使命達成に資する技能と積極的参加の意思。

会員の3/4超を保健・医療分野から選出してはならない【外】通常会員と同一基準、投票権のみ制限

Leopoldina ドイツ 国立

【正】規約第3条 顕著な学術業績、幹部会が選出【外】明確な区分なし(国籍問わず選出、現会員3名推薦)

Royal Society 英国

【正】規約 第1条 コモンウェルス市民/3年以上居住+科学的貢献【外】規約1a)要件に該当しない者。科学的卓越性で選出

Académie des sciences /Institut de France フランス

【正】規約(Statuts) 第9条、第14条、2025年内規(Reglement interieur) 第12条 現会員推薦+75歳未満。

仏国籍または仏国内の研究室での継続的な研究活動【外】年齢制限・活動地の制限なし

Accademia dei Lincei イタリア

【正】会則 第14~16条 各クラス定数制、カテゴリー推薦→投票→大統領承認【外】続き、定数180名別枠

Royal Society of Canada カナダ

【正】内規(By-law) 第5条 §5 卓越した知的業績+加市民/永住3年以上【外】国際フェロー、非居住・非市民、卓越した業績のみ

日本学術会議 特殊法人(2026年10月~)提案中

【正】中間とりまとめ案(2)④「安全保障に係る懸念のない者」。推薦者記入のチェックリストで審査。日本国籍会員にも適用検討【外】同④。加えて①居住、②5年国内研究歴、③日本語能力

資料2 G7アカデミー規約資料 (隠岐さや香氏作成の元の資料から原語による記述と参照 URL を削除した)

和訳はDeepL翻訳の上、作成者が確認した。		
National Academies, Sciences, Engineering, Medicine (NASEM) 全米アカデミーズ (米国)	国際学会団体 公式HP情報 (NAS, NAE, NAM全てに適用する内容)	国際会員にはどのような役割があるのでしょうか？彼らは名誉会員なのでしょうか、それとも組織の活動に貢献しているのでしょうか？ 国際会員は、正会員に適用されるのと同じ基準に基づいて選出されます。ただし、これらの会員は、新会員の選出やアカデミーのその他の審議において投票権を持ちません。
National Academy of Science (NAS) ※NASEMの一部	内規第4条§10	第4条 選挙 10. 資格：正会員としての審査対象となるには、当該者が米国民であり、かつ、アカデミーの会員から、1つまたは複数のセクション、臨時指名グループ、自主指名グループ、または評議会 (Council) に対して推薦されなければならない。国際会員としての審査対象となるには、当該者が米国民でなく、かつ、アカデミーの会員または国際会員から推薦されなければならない。 [...] 13. 候補者の審査： (a) 支部の候補者：各セクションは、当該セクションの正会員または国際会員として選出されるために推薦された候補者を審査するための手続きを、規約に準拠して定めることができる。セクションの手続きは、評議会書記長 (Home secretary) と協議の上、当該セクションの会員による承認を得なければならない。承認された手続きは、次の選挙サイクルから効力を生じる。
National Academy of Engineering (NAE) ※NASEMの一部	内規第3条§3	第2条 会員 第3節 国際会員 米国以外の国の国民 (米国の永住権を有する外国人を含む) は、米国民権以外の会員資格要件を満たすことを条件として、国際会員に選出される資格を有する。選出された国際会員には、アカデミーから認定証が授与される。国際会員は、年次総会および会員による定例会・臨時会に出席する権利を有し、アカデミーの業務に関する通常の連絡を受け取り、国際会員の会員候補者について推薦を行い、推薦人または補足推薦人となることができ、すべての会員候補者について意見を提出することができ、また、アカデミーの技術的業務に参加することができる。国際会員は、アカデミーの運営には一切関与せず、会費または賦課金の支払義務を負わない。本学会の国際会員として選出された者が米国民権を取得した場合、当該個人が別段の請求を行わない限り、その地位は本学会の会員へと変更されるものとする。
National Academy of Medicine (NAM) ※ NASEMの一部	NAM Articles of Organization, Article II: Membership, Sections 1 & 3 [※公開された原文が入手困難]	第2条第1節:「会員の4分の3を超えて保健・医療分野から選出してはならない」(＝4分の1以上は医療専門職以外から) 第2条第3節:「アカデミーの会員資格は...アカデミーの使命達成に貢献しうる技能と資源、およびアカデミーの積極的な参加者となる意思に基づくものとする」
Leopoldina (ドイツ)	規約第3条 (会員、名誉会員、名誉後援者) ※外国人会員の明確な規定なし。歴史的にも、オーストリア、スイスなどの国籍者を区別せずに選出してきた経緯がある	第3条 会員、名誉会員および名誉後援者 会員には、顕著な学術的業績を挙げた科学者が選出される。その選出は執行委員会によって行われ、執行委員会 (Präsidium) は、評議会が決定する選挙規則に基づき、その構成員を増員することができる。すべての新規会員は、正会員としてアカデミーに迎え入れられる。正会員は、アカデミーにおいて積極的に活動する義務を負い、選挙権および被選挙権を有する。 選出の受諾は、同時に、協会法上の意味における入会宣言とみなされる。 本定款の施行時点で既に会員であり、かつ積極的な活動を行うことが困難であると見なされる者は、申請により通信会員の地位を得ることができる。申請の可否については、執行委員会が決定する。 申請により、会員は一時的または恒久的に義務を免除されることがある。申請の承認については、執行委員会が決定する。これにより、すべての選挙権および義務は消滅する。 アカデミーの威信を著しく損なうような重大な行為があった場合、会員はアカデミーから除名されることがある。その手続きに
Royal Society (英国)	規約第1条	第1章 フェロー、外国人会員および名誉フェローの選出および承認資格 1 ロイヤル・ソサエティのフェローへの選出候補となる資格は、以下の条件を満たす者に限定される。 a) (i) 英連邦加盟国またはアイルランド共和国の国民である者、あるいは (ii) (この件に関する決定権は評議会にあり、その決定が最終的なものとする) 推薦される直前の少なくとも3年間、英連邦加盟国またはアイルランド共和国に通常居住し、かつ勤務していた者であること； b) 数学、工学、医学 (これらに限定されない) を含む自然科学の進歩、あるいは世界的な科学的リーダーシップを通じて、著しい貢献を果たしていること；および c) 本ソサエティの活動またはその目的の推進に実質的に貢献できること。 2 規約1a)の規定により資格を有しない者は、外国人会員の称号をもって本ソサエティに選出されることがある。当該者は、科学的発見および業績、あるいは世界的な科学的リーダーシップのいずれかにおいて卓越しており、いずれの場合においても、本ソサエティの活動またはその目的の推進に実質的に貢献できるものでなければならない。フェローの国籍または居住要件を事後的に満たした外国人会員は、外国人会員からフェローへの切り替えを選択し、フェローとしての権利と責任を引き受けることができる。このような切り替えは、1年間に選出されるフェローの通常の設定に追加されるものとする。
Académie des sciences / Institut de France (フランス)	規約 (Statuts) 第9条、第14条 [教育研究者政令により認可]	科学アカデミー規約 (2025年) 第9条 候補者の推薦は、アカデミーの正会員1名または複数名によって行われる。候補者については、詳細な紹介資料が作成される。候補者は、当該選挙の承認に関する政令が公布される年度において、75歳未満でなければならない。 第14条 外国人準会員は、アカデミーによる秘密投票により選出される。アカデミーの正会員または外国人準会員によって推薦された候補者については、詳細な紹介資料が作成されるものとする。外国人準会員の選考および選出の手続きは、第10条に定められた正会員の場合と同様とする。ただし、定足数はアカデミーの正会員の60%と定められる。選挙の結果は、共和国大統領の政令により承認される。
	内規 (Règlement intérieur) 第12条 [科学アカデミーが決定]	内規 (2025年) 第1節 選挙 第12条 正会員の候補者は、選挙承認令が公布される年の時点で75歳未満でなければならない。正会員の定数の半分は、選挙が行われる年の1月1日時点で55歳未満の候補者に割り当てられる。正会員は、フランス国籍を有する者、または選挙の時点で、フランス国内にある、あるいはフランス籍の研究所において、積極的かつ継続的な科学的活動に従事している者である。
Accademia dei Lincei (イタリア) ※規約4-16条が全て関連するが、明示的な条件の記述とはいえない。右には関連性の強い条文のみ抜粋する	規約第4条	リンチェイ・アカデミーアカデミー規約 第4条 1. 国内会員、外国人会員、または通信会員がこれを請求し、かつ同意した場合、当該会員が所属する部門 (Classe) は、各区分 (Categoria) を構成する国内会員の数が変更されないことを条件として、当該会員に対し、ある区分から別の区分への移行または復帰を許可し、あるいは提案することができる。 2. イタリアに恒久的な居住地を有する外国人会員は、合同部門総会の決議により、国内会員と同等の扱いを受けることができる。 3. 同様に合同部門総会の決議により、3年以上海外に移住している国内会員は、それぞれの区分または部門の超過会員として登録されることができる。彼らは国内会員としてのすべての権利を保持する。 4. 国内会員の中に80歳を超えた者がいる場合、当該年齢を超えた会員の数を超えない範囲で、新たな国内会員の指名を行うものとする。この指名は、各部門における国内会員の最大定員105名を決して超えないこと、および各部門につき年間5名を超えない範囲で行うこと、という2つの条件に従うものとする。指名案の提出は、各部門の国内会員のうち、在籍年数の長い順に80歳を超えた会員が存在する区分が行うものとする。指名は通常の手続きに従って行われる。
	規約第14条	IV - 選挙第14条 1. 年次会期の初めの数ヶ月間に、各部門の会長は、規則で定められる方法および範囲内で、各セクションまたは区分の国内会員に対し、会員の欠員を補充するための理由を明記した候補者提案を提出するよう要請する。 2. 各部門の議長団は、速やかにこれらの提案を要約し、当該部門の各国内会員の住所宛てに通知する。 3. 会期の後半に開催される合同部門総会に併せて、各区分の国内会員は集まり、できれば3名の候補者リストの形式で提案を作成し、承認を得るために部門に提出する。 4. 各区分によって作成された最終候補者リストは、部門による承認を得た後、候補者の学術的業績の概要を明記した上で、当該部門の国内会員に対し、各々の住所宛てに送付され、投票に付される。投票は書面による秘密投票で行われ、その投票用紙はアカデミーの会長に送付され、同会長が開票を行う。過半数の得票を得た者が当選となる。
The Royal Society of Canada (カナダ)	内規 (bylaw) 第5条 §5	5. 会員資格 RSCには3つの会員区分があり、いかなる個人も同時に複数の区分に所属することはできない。会員資格は、評議会 (Council) が定める手続きに基づいて決定される。3つの区分は以下の通りである。 1. フェロー： フェローは、以下の4つのカテゴリーに分類される。 (a) フェローとは、芸術、人文学、社会科学、または自然科学の分野において独創的な貢献を示す一連の出版物、知的活動、または創造的活動、ならびに公的生活における活動によって証明される、卓越した知的業績を有する者を指す。指名時点において、当該者はカナダ国民であるか、または少なくとも3年間カナダの永住権を有していなければならない。フェローは、評議会が随時定める手続きに基づき指名され、選出されるものとする。推薦された候補者を選挙にかけようかどうかは、評議会の単独の裁量に委ねられる。フェローは、評議会が随時定める手続きに従い、フェローまたはカレッジの会員としての候補者を推薦することができる。(略) (b) 特別選出フェローとは、カナダ社会に著しく貢献する形でRSCの目的を推進する上で、その功績が極めて価値あるものと認められる、カナダの公的生活に携わる人物とする。(略) (c) 国際フェローとは、選出時点でカナダの永住者でも市民でもない者であり、芸術、人文学、社会科学、または自然科学の分野において卓越した知的業績を挙げ、通常はカナダ社会にとって明確な関連性を持つ形でRSCの目的の推進に寄与した者を指す。国際フェローは、評議会が随時定める手続きに従って指名され、選出されるものとする。候補者の選出の可否については、評議会の単独の裁量に委ねられる。 (d) 名誉フェロー (以下略)

日本学術会議 法人化への移行に向けた現状と課題

4月と8月の総会を傍聴して

小寺隆幸

本ニュースレターの p.1 に学術会議の移行に向けた取り組みの現状と課題を簡単に記したが、ここでは8月6日・7日に開催された臨時総会、および4月9日・10日の総会を傍聴して感じたことを、総会での発言の紹介も含めて記しておく。

1 移行にあたっての現学術会議の決意

《日本学術会議は、法人化という法的枠組みの大変革を迎えることとなった。日本学術会議は、設立時における基本理念と独立、自主、自律の精神を継承しつつ、現代社会の新たな要請にも対応していくという本組織の使命と責務をより一層明確に表明し遂行してゆくために、この憲章を定めた。日本学術会議は、日本における科学者の代表機関として、その構成員と構成員の活動を支える職員が憲章を遵守することによって、学術における独立性、自主性及び自律性の堅持を改めて確認し、その使命と責務を引き続き果たしていくことを社会に対して誓約する。》

これは8月7日の総会で採択された、新学術会議に申し送る「学術会議憲章案」の前文としての背景説明案の冒頭の一節である。そして1949年から現在までを改めて振り返る。

《日本学術会議は、第二次世界大戦時における科学と国家の関係に対する真摯な反省を踏まえ、日本国憲法による新たな展望のもとに、日本の平和的復興、人類社会の福祉への貢献、世界の学術界との連携を使命として、1949年に設立された学術組織である。そうした歴史的経緯と学問の自由を保障する憲法のもとに、日本学術会議は、独立性、自主性及び自律性を保持する組織とされた。…中略…2020年の会員任命において、日本学術会議から推薦された会員候補のうち6名について、政府から会員として任命されず、その理由も明らかにされなかった。…中略…政府は日本学術会議を特殊法人とする法案を国会に提出した。…衆参両院の内閣委員会の審議では、日本学術会議から会長等が参考人として出席し、同法案に対する懸念事項を説明するとともに、日本学術会議がより良い役割を発揮するためのあるべき姿を述べた。しかしながら、2025年6月11日に日本学術会議法案が政府原案どおりに可決成立した。》

このように学術会議は、法人への移行を目前にして、改めて歴史を振り返り、今後も貫かれるべき理念を確認し、それを新学術会議憲章案としてまとめ、法人としての新たな学術会議に手渡そうとしている。(10月1日の新学術会議総会で採択されれば今後を律する学術会議憲章となる。)

その憲章案からいくつかを紹介する。

- * 人々の幸福の追求と人類の平和的で持続可能な発展に貢献する使命と責務を有する。
- * 学問の自由を基盤として、学術の独立性、自主性及び自律性に基づきその活動を行い、多様な組織・団体と利害関係を明示して連携し協働する。
- * 現在世代が未来への責務を負うとする世代間倫理に従い、連綿と受け継がれてきた学術成果と現時点における最良の科学的知見に基づき、未来への展望を示す。
- * 市民社会との対話を促進し、学術の成果を共有して、幅広い世代の人々の関心を喚起し、知の探究についての共感と学術の信頼を醸成する。

新学術会議が受け継ぐべき理念と倫理的な要請が明示されている。今後政府による様々な干渉や財政的締め付けが懸念されるが、この憲章がそれに抗する支柱となることを願う。

ぜひ全文を読んでいただきたい。

<https://www.scj.go.jp/ja/member/iinkai/sokai/siryosiryo197-7-1.pdf>

2 憲章草案作成過程での危うさ

このような優れた憲章案だが、4月9日の総会で中間発表された草案には様々な問題があった。それが学術会議内での真摯な討論を経て修正され、さらに会員・連携会員・学協会などから広く意見を募り、さらに検討するという民主的な手続きを経て今の形になった。それこそが学術会議における民主主義であり今後も受け継がれることを望む。

4月9日の草案では第1項はこう書かれていた。

「日本学術会議は、わが国の科学者を代表する機関として、研究の自由及び学問の自律性の保障のもと、専門的知見に基づき政治的・経済的利害からの距離を保った中立的な立場を堅持し、学術の発展に貢献する。」

総会の討議では会員から次の意見が出された。

K:『日本学術会議は我が国の科学者を代表する機関として』の後に、『独立した活動を行い』と入れたほうがいい。」

それに対し学術会議憲章検討分科会磯博康委員長（学術会議副会長）はこう答えた。

「独立という用語に関しては、いろいろな議論がありました。国から支援があることから、経済的にも独立すると捉えられると困るので、独立を加えなかったのですが、そこをうまく誤解がないように、独立をどこかに入れることができればと思います。第1項のところは、政治的・経済的利害から距離を保ったという表現としているのですが、具体的な文言のアドバイスをお願いしたい。」

（第196 総会速記録1日目 p.81 学術会議 HP より）

学術会議の中に、政府に遠慮・忖度して「独立」の旗を降ろす雰囲気がある一定存在しているのである。

二日目には前文に「独立性、自主性及び自律性をもって」と記した憲章草案修正案が磯委員長から出された。

<https://www.scj.go.jp/ja/member/iinkai/sokai/siryo196-6-2.pdf>

ただ第1項の「中立性」については、『専門的知見に基づき、政治的利害から距離をとること』と具体的に記載している」とし、その時点では削除されていなかった。そこで次の意見が出された。

T:『『中立的な』という言葉ですが、時代によって何が中立的であるかが変化するものだと思います。例えば、ジェンダー平等は偏っているから中立的ではないと言われかねない。この部分を「専門的知見に基づき政治権力や経済的利害から独立した自律的・自主的姿勢を堅持」という言い方に変えたらいかがでしょうか。「客観的」とか「中立的」とか、時代によってその物差しが動くものについて注意深く対応したほうが良いと考えます。人事で中立的ではないから排除しようとならないように、「中立的」という使い方は気をつけたほうがよい。」（第196 総会速記録2日目 p.5）

それに対して磯委員長は「分かりました。検討させていただきます」と引き取った。その後6月の修正案では「中立」は削除された。

こうして民主的な議論によって修正されたことは良かったが、そもそも「独立」を避けたり「中立」

を簡単に使ったりする雰囲気を危惧する。昨年国会での坂井大臣の発言「政治的中立性を疑われることがあれば」、「特定なイデオロギーや党派的な主張を繰り返す会員は、今度の法案で解任ができる」を深刻に受け止めていれば、権力の介入を招く「中立」という言葉を使うことはありえない。

そもそも対立する意見のどちらにも与しないという「中立性」は学術的真理の探究とは相いれない。中西進国際日本文化研究センター名誉教授の6月のコラムから引用しておく。

「日本学術会議に要求されているものは、行政上の多様性の中での中心的な理念でも、個人的な生活上の貧富の平均値でもない。学術の理念は知の極点であり、幸福の到達点でもない。極右から極左まで主張を別とする政党のいずれにも偏らない

『中立』政党が学術会議だとは、あまりにも冗談が過ぎる。…中略…学術の極点は真理であり、学術会議の任務は『中立』にはない。こんなボタンの掛け違いはもうやめよう。日本学術会議の力を尽くした真実を、行政は実行に移してほしい。」

（2026年6月7日京都新聞「天眼」より）

4月10日には憲章案を巡り様々な論点が出された。平和についての議論だけ紹介しておく。

Y:「今の世界情勢を考えると、各地で戦争が起き、科学技術が軍事技術としてすごく使われている。科学技術の平和的発展に貢献するという文言を入れたほうがいい。…」(p.40)

M:「人類や地球環境、そして未来世代の平和的、持続的な発展に資する科学技術の探究ということではないか。」(p.43)

U:「まさに現在、世界の平和にかなりひびが入っている、それに対して学術がどう向き合うかということも問われているので、『人類の平和と持続可能な発展に貢献する』とし、平和そのものに貢献するという姿勢を示したほうがよい。」(p.43)

この意見を受けて、最終案は次のようになった。

「第2項 日本学術会議は、学術が文化国家の基礎であるとの確信をもって、人と多様な生命が共生する環境との調和のもと、人々の健康と福祉の増進を目指し、人類の平和的で持続可能な発展に貢献する」

3 議論を可視化し、自分の問題としていく

新学術会議憲章案は、日本の科学者を代表する学術会議の在り方や理念を、現学術会議の総意として新学術会議に継承するものであり、10月1日の総会で採択されれば、法人としての学術会議を律する文書となる。これは現会員だけでなく、本来、日本の科学者全員が自らのこととして考えるべきものである。そこで軍学共同反対連絡会も加わる「日本学術会議問題を考える学者・市民の会」は4月28日に、日本学術会議会長（法人化準備委員会委員長）光石衛氏と同憲章検討分科会委員長 磯博康氏に下記の申し入れを行った。

『日本学術会議憲章』案についての申し入れ（要旨）

1. 「日本学術会議憲章」が日本の科学者コミュニティの社会に対する誓約にふさわしいものとなる手続きを採ること。

「日本学術会議憲章」は、日本学術会議の社会に対する誓約であり、会員・連携会員・日本学術会議協力学術研究団体などの意思が反映したものになるよう、意見聴取の必要があると思います。この手続きは、科学者コミュニティの合意形成として位置づけられます。さらに、日本学術会議が誓約する相手方である社会に対して、誓約内容について事前のコメントを求める手続きが考えられます。

2. なぜいま新しい「日本学術会議憲章」を制定するのかを前文において明確にし、新しい「日本学術会議憲章」を日本学術会議の今後のあり方の基本として位置づけること。

新たな日本学術会議法は、1948年日本学術会議法とは反対に、法人という形態をとることによって、日本学術会議の職務遂行の独立性、運営の自主性・自律性に大きな負荷を与えるものとなっています。新しい「日本学術会議憲章」制定は、この新たな条件の下で、日本学術会議の歴史を踏まえ、法人という形態をとるにもかかわらず、日本学術会議の目的と使命を果たす意思を示すことに意義があるものと思われます。

その後、学術会議は6月26日に憲章案修正案を示し、会員、連携会員、協力学術研究団体、その他学術団体に意見を求めることを始めた。私たちの要望が取り入れられたわけで、私たちからも意

見投稿を多くの学協会会員に呼びかけた。こうして会員3、連携会員19、事務局4、学協会259、賛同表明30、合計315件もの意見が寄せられた。それをふまえて再度練り直された憲章最終案が8月7日の総会で了承されたのである。

この案が10月1日の新学術会議総会で採択され、今後の学術会議の活動の軸となることを願う。

4 総会で承認された新学術会議の会員候補者

8月6日の総会では、非公開審議として光石会長から125名の会員候補者名簿が示され、総会として承認した。その後、光石会長は18日に会員候補者を指名し、8月21日に公表された。

<https://www.scj.go.jp/ja/member/iinkai/kanji/pdf26/siryo405-s-2.pdf>

候補者について論評する立場にはないが、選考過程での懸念事項を記しておく。

10月に発足する新学術会議は、現会員のうち2023年選出で任期が3年残っている105名（承継会員）と新たに選出される125名で構成される。

新会員も現会員が選ぶコ・オプテーション方式にすべきだという学術会議の意見を無視し、選考委員会が選ぶことが法律で定められた。そこでまず光石会長、CSTIの宮園議員、学士院佐々木院長の3名による協議で19名の選考委員を選出。その互選で元最高裁判事の山口厚氏が委員長、大野英男東北大学前総長が委員長代理となった。ノーベル賞受賞者の大隅良典氏などを含む委員の多くは大学や国研所属だが、2名の企業系研究者（元ENEOS 総研株式会社代表、日立系企業のアドバイザー）も含まれている。

「日本学術会議会員予定者の候補者の選考方針」（令和8年1月9日日本学術会議候補者選考委員会。

<https://www.scj.go.jp/ja/member/iinkai/kouhosya/pdf/sanko2607-2.pdf>）によれば、「選考に当たっては、新興・先端的、学際的又は総合的な研究分野などからの選考を強化しつつ、日本学術会議がその役割を十全に発揮できるよう多様な学術分野がバランスよく網羅されることを目指す」としている。そして「優れた研究又は業績がある科学者であることに加え、国内外の学術及び社会の動向を的確に把握し、科学・技術の発展方向を広い視野から展望して「異なる専門分野間をつなぐことができる」あるいは「政府や社会と対話し、課題

解決に向けて取り組む意欲と能力を有する」という条件を付けている。また大学・研究機関だけではなく、産業界、医療界、法曹界、教育界といった実務の現場で優れた研究又は業績を有するに至った候補者（現在の所属機関等に関わらず主な経歴で判断）の確保も考慮するとしている。（下線筆者）

候補者選考委員会は、大学、研究機関、学会、経済団体、民間団体等の多様な関係者に推薦を求め、1725 人が推薦された。それをもとに 4 つのセクションで選考を行った。現在の 3 部制に対応する、1 人文・社会科学、2 生命科学、3 理学・工学に加え、「新興・先端的、学際的又は総合的な研究分野を含む多様な研究分野の科学者や、国際的な研究活動、行政、産業界等との連携による活動、研究成果の活用に関する活動その他の多様な活動を主軸とする実績のある科学者を審査する」セクション 4 を新たに作った。それぞれに専門委員（多くは現会員）を配置した。

専門委員は、対象者の業績を審査し、分野ごとの目安数の 2 倍程度の候補者を記載したリストを、優先順位を付してセクションに提出する。セクションで改めて審査し、ダイバーシティの観点等による調整を行う。セクション長は、分野ごとの目安数の 1.5 倍程度の候補者を記載した 25~40 名程度の候補者名簿（案）を、優先順位及び選考理由を付して作成し候補者選考委員会に提出する。

候補者選考委員会は各セクションからでた名簿を、候補者にふさわしいか等の観点からあらためて確認を行い、全体の調整を行った上で、適宜投票の方法により、法附則第 4 条に規定する「優れた研究又は業績がある科学者と認められる者」125 名を候補者として選考し、日本学術会議会長に提出する。光石会長はその名簿を 8 月 6 日の総会（非公開会議）で会員に示し総会の上承を得た。

問題点は二つある。まずセクション 4 の人選である。1, 2, 3 に収まりきらない新興・先端的、学際的又は総合的な研究分野の研究者からも選ぶことはもちろん重要だが、それに加えてことさら「行政、産業界等との連携」、「研究成果の活用」などを記すことは、政府や産業界と一体となって科学技術の実装を行う組織力にたけた企業の研究者を会員にすることを考えているのではないだろうか。12 月 18 日の第二回委員会で「四つめの候補者に、産学官連携の業績が必須か、それともそういう業績のある方も評価して選考するということなのか。今の記載だと、必須の要件のように読めてしまうので、修正いただきたい」という発言が

出るほど、委員会には産学官連携を重視する空気があったと思われる。（第二回委員会議事要旨より <https://www.scj.go.jp/ja/member/iinkai/kouhosya/pdf/kouhosya-yousi2602.pdf>）

もちろん企業にもノーベル賞級の優れた研究者はたくさんいる。そういう方が学術会議会員となることは望ましいが、人類の平和と福祉のための学術の発展を図る学術会議会員としては、利益相反がないか、企業の利害を超えた大局的判断が求められることは指摘しておきたい。

さらに、選考の最終局面で、学問分野の業績をもとに専門委員が選んだ方を、その学問に精通していない委員が「候補者にふさわしいかあらためて確認する」ことも疑問である。どのような理由でふさわしくないと判断するのだろうか。任命拒否の時のような恣意的排除は絶対なされてはならない。今回、選考委員会で不適格とされたケースがあったか否かは明らかになっていないが、もしあったとすればその理由などを選考委員会は明らかにすべきである。

基本的には今回の選考は、専門委員会に現会員が多く入り、会員が会員を選ぶというコ・オプテーション方式に近いとはいえる。ただ最後の段階で学術会議の手を離れ、企業関係者も含む選考委員会に委ねることは、コ・オプテーションとは本質的に異なり、恣意的排除の可能性が残る。

5 外国人会員の選任要件の問題

8 月 7 日の総会で新たに明らかになったのが、外国籍会員の要件④に「日本の安全保障に懸念のない者」が入り、しかもこの要件は「日本国籍を持つ会員の選考にあたっては適用することを検討すべき」とされたことである。総会前に会員相互の意見交換会でこの問題は議論されていた。しかしそれを踏まえず総会での提案はなされた。

<https://www.scj.go.jp/ja/member/iinkai/sokai/siryoy197-7-2.pdf>

この問題点などは「学者・市民の会」の意見書（p.2-4）に詳しく書かれている。ここではそのことを巡る総会での議論を記録として残しておく。速記録はまだ公表されていないので、当日の録音をもとになるべく正確に記す。

S：①-④について、今後の会合で修正もありうるということだが、26 期で総会を開催する猶予はない。修正の修正について会員が反応する機会はあるか。

日比谷副会長：会員に見ていただき意見を求める。

S：その場合の意思決定はどうなるのか。

日比谷：さらにご意見をいただいたものを幹事会で決定し、改めてお示しする。

光石会長：幹事会は今日を含めあと 4 回ある。意見をいただき修正したものを申し送る。それより前に会員には示し意見を聴取する

S：会員のオンラインの意見が反映するという手続きは明らかになっていない。クリアーになるのか。

光石会長：意見をお聴きした。

S：ペンディングで修正しますとして進むと透明性がない。27 期の新会員がどのように感じるか。申し送り事項が総会の総意か幹事会の意見か、その違いは大きい。

磯副会長：一番の問題は④の下、「なお日本国籍についても」を修正すべきだということについてか。

S：それも含めて、一昨日は否定的な意見が多かった。削除という案と、研究インテグリティは所属機関で確認済みなのであえて学術会議でやる必要があるのか、という意見もあった。適切だと思う。

日比谷副会長：意見交換会でたくさんの意見が出たので整理し、今後分科会で検討する

E：要件については慎重であるべき。質問は、申し送りという意味について。新たな学術会議をどの程度拘束するものなのか。参考意見なのか。趣旨は、学術会議は研究インテグリティを重視し、自由かつ差別がない環境で研究することで真理に近づく。外国籍の方に誤ったメッセージを送るのはおかしい。自由や差別のない環境ということでは、④は明確性ということで疑義がある、私のグループでは削除するほうが良いという意見が多数だった。特定の外国とか日本の安全という大きなことで、セキュリティクリアランスと同じようにチェックリストではじいていくのは学術会議の精神に反する。特定重要技術について経済安保法で規制されているが、それを広げすぎるべきではない。

日比谷副会長：第 26 期における中間とりまとめという位置づけ。来期にはその結果も踏まえつつ選任されることを希望します。

S：27 期の会員選考について④を勘案して先行したわけではない。私の知る範囲ではこのことを考慮はしていない。27 期新会員はこのことが入って

いないのに、今後はこれを入れて検討してくださいということですね。今回入るのは外国籍の会員選考のポイントだからですね。

I：会員選考分科会にいた。特定の国の人を排除しようとかではなく、外国の方が何かを判断する時に日本の為ではなくその国のために判断されると、学術会議の活動と違うことになるので、日本学術会議としてはほかの国のためにというのはやめてほしいとあらかじめ明らかにしておくべきだという議論でした。そこから学問の自由とか思想チェックに行かないようにすることはわかるが、最初の 1 行「特定の外国や外国組織の意を汲んだ活動を行う可能性がある」もなくした方が良いというのはどうしてか。もう一つは、これは日本人も同じだよ、日本学術会議なのだから、日本の科学がどうすべきかを議論するのだから、と深く考えずに作った言葉です。

磯副会長：新規会員になるときに候補者に法律 32 条：著しく不適当な行為をしてはいけない、33 条：任務を怠った時の損害賠償、34 条：秘密保持という歯止めがある。外国籍の人にプラスアルファしなくても 32-34 条でカバーできるという議論もある。それを含めて分科会で検討してほしい。

この議論を受け、今後分科会で検討し、幹事会で修正案を決定して会員にオンラインで諮るとされた。④が削除されることを強く望みたい。

この案が突如浮上したのはなぜか。内閣府からの圧力があったのか。あるいは「深く考えずに作った」のだろうか。「安全保障」が科学技術・イノベーション基本計画に入り込んだ今、「安全保障」を厳しく精査していかないと政府に完全に取り込まれる。会員は外国人であれ日本人であれ、学術的業績で選ぶべきであり、セキュリティチェック（身元調査）などは断じて行ってはならない。

大学でも産官学共同の事業や研究が増える中で、政府と波風立てずうまくやっていこうという姿勢の会員は今後さらに増えるかもしれない。しかし学術の在り方を考える会員としては、常に学術の論理でものを考えていただきたい。そして私たちは、学術会議内の議論をこれからも注視し、可視化し、市民の視点から声を上げねばならない。

—— 出版記念シンポジウム ——

日本学術会議の これまでとこれからを 考える

学術会議から新・学術会議へ
何を継承し、発展させるかを考える

主催 日本学術会議問題を考える学者・市民の会

日時	9月27日（日）14時～17時	 オンライン 配信あり
会場	中央大学茗荷谷キャンパス+オンライン（ハイブリッド） 地下1階 B1C16教室 + 下記参照	
テーマ	日本学術会議のこれまでとこれからを考える	

プログラム

- II 開会のあいさつ 小寺隆幸
- II 記念シンポジウム開催にあたって 趣旨と経過 小森田秋夫・三成美保
- II 基調報告 広渡清吾
- II 休憩（15分・書籍販売）
- II 討論「これまでとこれからを考える」

隠岐さや香、金平茂紀、小沼通二、広渡清吾、米倉洋子
 司会 片岡洋子・小野政美
- II 閉会のあいさつ 井原 聡

連絡先 学者・市民の会

✉ univforum7@gmail.com

オンライン: <https://x.gd/15HDJ>

ミーティング ID: 812 9109 2239

パスコード: 898770

**地平コーナー
書籍販売します**

軍学共同反対連絡会

共同代表：赤井純治・大野義一郎・多羅尾光徳

軍学共同反対連絡会ホームページ <http://no-military-research.jp/>
 軍学共同反対連絡会事務局 メール pokopeace@gmail.com 小寺